

鴨川市立認定こども園設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市規則第7号

鴨川市立認定こども園設置条例施行規則の一部を改正する規則

鴨川市立認定こども園設置条例施行規則（平成29年鴨川市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第11条第6項第1号ウ中「同月4日まで」の次に「(当該休業日に日曜日及び土曜日がある場合にあつては、4月1日から起算して日曜日及び土曜日を除く4日間)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。